

在留証明	
使用目的	外国のどこに住所（生活の本拠）を有しているかを証明するものです。恩給・年金受給、不動産登記手続、遺産相続手続、本邦学校受験等の手続きに使用します。
対象	日本国籍を持ち、当館管轄地域にお住まいの方 （アーカンソー州、ケンタッキー州、ルイジアナ州、ミシシッピ州、テネシー州）
必要書類	1) 申請書（在留証明願） 2) 有効な日本国旅券 3) 米国滞在許可証（グリーンカード、査証等） 4) 現住所に居住していることを立証できる公文書 （例：運転免許証、1ヶ月以内に発行された光熱費の請求書、銀行のステイトメント等） ★ 5) 恩給・年金受給手続用の場合は、受給を証明するもの（受給証書、現況届の葉書等）
手数料 （現金でお支払い願います。）	領事手数料 証明書の1. を参照
その他	過去の住所証明・同居家族の証明（形式2）が必要な方、元日本国籍の方、郵送申請をご希望の方、その他の質問等は下記までお問い合わせください。 Tel: (615) 340-4300（証明担当） con2@nv.mofa.go.jp